

平成21年5月28日 外交防衛委員会

○白眞勲君 民主党の白眞勲でございます。

本日は、まず今回の海賊対処法案についてお聞きした後に、時間があれば北朝鮮の核実験についてもお聞きしたいと思っております。

じゃ、防衛省にお聞きいたします。

今日現在までの、海上自衛隊が護衛したソマリア沖・アデン湾の日本関係船舶の数をお答えください。

○政府参考人（徳地秀士君） お答えをいたします。

三月三十日に海上自衛隊として現場海域において護衛活動を開始して以来、約二十回、その護衛活動を実施をしておるところでございます。

○白眞勲君 私が聞いているのは、回数ではなくて、何隻の日本関係船舶を護衛したのかということですけど、これ、ちゃんと質問レクしていましたから、ちゃんと答えてください。

○政府参考人（徳地秀士君） 失礼いたしました。

三月三十日から日本関係船舶の護衛をいたしまして、現在、合計で六十八隻の日本関係船舶の護衛をしております。

○白眞勲君 その間、実際には何隻の日本関係船舶がこの海域を通過したのでしょうか。分かればお答えください。

○政府参考人（徳地秀士君） この間、日本関係船舶が全体としてどのような航行の状況にあったかということにつきましては、私どもとしては把握をしております。

○白眞勲君 今まで政府は、この海域を通過する船舶については二千隻であると、年間ですね、という説明をしていましたけれども、そうしますと、この二か月で考えると、つまり三月三十日から今までまあ大体二か月ぐらいとすると、今おっしゃったのは六十八隻ですよ。そうすると、六十八隻で一日大体一隻程度ということになるわけですよ、六十何日間ですから。そうすると、大体、二千隻ですと一日五、六隻という計算ですから、実際には一日一隻ぐらい守っている。本当は何か、麻生総理は五、六隻守っていると、守るんだというような言い方をしていて、実際に守っていたのは一隻ですと。つまり、八割は守っていないと。これ、ちょっと少くないですか。どうしてこんななっちゃったんですか。

○政府参考人（徳地秀士君） お答えをいたします。

日本関係船舶の護衛に当たりましては、まず、船舶運航事業者などから国土交通省に対して申請がなされておりまして、その上で防衛省と国土交通省との間で調整を行いまして実際の護衛をすると、こういうような仕組みになっております。そして、私どもが承知している範囲で申し上げますと、アデン湾を通航する日本関係船舶の中には、自らの運航スケジュールというものと我が方二隻でやっておりますこの護衛の日程が合わないといったようなことがあるとか、あるいは、いわゆる船団といったものを組んで一緒になって航行していきますと、どうしても速度の遅い方の船舶に合わせる必要があるということから、やはり、できるだけ早く行く必要があつて、かつ速いスピードが出るような船というものにつきましてはなかなかそうしたスケジュールに合わないというようなこともあつて、護衛の申請もしない船舶もあるというようなことを聞いておるところであります。

○白眞勲君 それにしても、その八割を、元々二割ぐらいでしか実際には守っていないんですということであるならば、最初のこの地域において本当に守らなきゃいけない船が何隻あったのかというのを調べてから、これ国会に議論をゆだねるべきではないんだろかというふうに私は思うんですよ。それをしないで、やってみたら速い船がありましたなんて、そんな、そういうわけにはいかないと私は思うんですね。

これ、実際、何隻だというのは調べて、我々は今まで二千隻というのがこの該当する船だというふうに認識していました。何度もおっしゃっていますよ、これ。でも、実際にその二割程度しか今のところの実績でいうと守っていないということになると、本当にこれ調べたんですか。

もう一度お答えください。

○政府参考人（徳地秀士君） お答え申し上げます。

アデン湾を通航いたします日本関係船舶というものは昨年実績で約二千隻であるということから、一日平均ですと、単純に計算いたしますと一日平均で約五、六隻というふうになっているという、そういうふうには計算できるということはこれまでも申し上げておりますけれども、ただ、これらの船舶のそのすべてが自衛隊の護衛を受けるんだというような、政府としてのそういう説明をしたということはございません。

○白眞勲君 いや、それは違うと思いますよ、私は。

これは参議院本会議で麻生総理はこうおっしゃっているんですよ。「この海域には年間約二千隻の日本関係船舶が運航しております。一日に直しますと約五、六隻となろうと存じます。こうした日本国民の人命、財産の保護は政府の最も重要な責務の一つであると考えております。」、それだけしかおっしゃっていないんですよ。つまり、これだけ言えば、二千隻のうちの五、六隻を、一日五、六隻はできる限り大部分守るんですというふうに我々は取りますよ、一般国民は。

ところが、そんなこと言っていないんですからということをやっちゃうと、それ先に進めなくなっちゃいますよ、これ。どうなんですか、もう一度お答えください。

○政府参考人（徳地秀士君） お答え申し上げます。

今先生も引用されましたように、今年一月三十日の参議院の本会議において、総理の方から、この海域には年間二千隻の日本関係船舶が運航しておりますと、一日に直しますと約五、六隻になろうと存じますと、こういう答弁があったわけでございますけれども、いずれにしても、これは、これまでの日本関係船舶の運航についての実績というもので御答弁があったものというふうに我が方承知をしておるところでございます。

いずれにしても、そのように、我が国の海運、海上交通にとっても非常に重要なエリアであるということも踏まえまして、海運の、船舶協会などとかそういうところからの要請でありますとか、あるいは政府の中での国土交通省との調整といったようなものも踏まえまして、我が方として二隻を派遣しておるわけございまして、そして、三月の末から約二か月間、これまでやっておるわけでございますけれども、その中でできるだけ多くの船を守ることができるようにということをやっておるわけございまして、今後とも、このような体制の中で護衛活動を通じてできるだけの船を防護すると、こういう活動は続けてまいりたいというふうには考えておるところでございます。

○白眞勲君 これ、海上における警備行動に係る内閣総理大臣の承認においてという文書がここにあります。「内閣総理大臣は、自衛隊法第八十二条の規定に基づき、防衛大臣から求められた別紙の海上における警備行動の承認について、これを承認する。」と、これ非常に重要な文書だと思うんですね。その中でも、約二千隻の我が国に関係する船が通航するなど、我が国にとって云々と、今おっしゃったようなことが書いてあるわけですよ。

つまり、これで自衛隊を派遣しなさい、行動しなさい、我が国に関係する船舶を海賊行為から防護するために必要な行動を取りなさいと言っているわけですね。今二割しかやっていないということになったら、今、地さんのおっしゃっていることになると、これやっていないことになるんじゃないですか。防護していませんよ、これ、八割。そういうことになりませんか、どうなんですか。

○政府参考人（徳地秀士君） 我が方といたしましては、この二隻、今派遣しております二隻の船によりまして、いわゆる船団を組むと申しますか、護衛をするというような活動をしておるわけでございます。このことによりましてできる限りの船を防護をすると、そういうようなことございまして、もとより、その辺りを航行する日本関係船舶のすべてを守ると、自衛隊が独自で守ることができるというふうには、なかなかその能力的にも難しいものがあるかと考えております。

○白眞勲君 いや、別に全部守るなんて私たちも思っていないよ。しかし、たった二割しか守っていないければ、この政府の重要な責務である日本国民の人命、財産の保護がなされていないことになりませんかということにお答えになっていないじゃないですか。

防衛大臣、どうなんですか。

○国務大臣（浜田靖一君） その件に関しましては、先生、我々は今、今回の派遣によって、常に国土交通省の方の窓口から守ってほしいというところを募りながらやっているわけでございますので、それ、通っているものを全部一か所に集めて、そういった希望のあるなしを全部やっているわけではなくて、その要求を受けながら、その中で一緒に走ってほしいと言っているところを集めてやっているところでございますので、我々とする、そういった要望を受けながらの対処ということになりますので、先生、我々とする、そういう要求があつて、我々も日本の船主協会の皆さん方の要望を受けながら今回の派遣に至っているところもでございます。

そしてまた、その中での整理についても、やり方についても、これは船主協会の皆さん方の了解を取りながら今までやってきたところがありますので、そういう意味では、二千隻というのは、確かに先生がおっしゃるように説明が足りないじゃないかと言われればそうかもしれません、しかしその中において、そういう要求があるというものを我々としてはきちり守るといのが我々に与えられた所掌でございますので、そういう意味においては、その整理の内容

については国土交通省の方で今そういった船主協会の方からのいろんな調整もしていただいているということだけは、またお聞きになっていただければなどというふうに思う次第であります。

○白眞勲君 大臣、全然お答えになっていませんよ。

私が申し上げているのは、政府の重要な責務である日本国民の人命、財産の保護がなされていないのではないのですかと。つまり、船主協会からの御要望が二千隻だったけど実際にはこれだったんですということだったら、それは、私はこれちょっと水増しなんじゃないのかなと。国民に対しての水増しですよ、これは、二千隻。

それで、いいですよ、もうこれ以上言っても行ったり来たりの話になっちゃうでしょうから。こういうことだなということで、次行きますよ。

ちょっと防衛省にもう一回お聞きしたいんですけれども、この二か月間の経費、つまり海上自衛隊が海上警備行動で用いた経費は幾らぐらいなんですか、これ。

○政府参考人（徳地秀士君） 失礼しました。

四月以降に活動に要した経費、これは今精査をしておるところでございます。

○白眞勲君 これ、補正予算では計上してませんか。

○政府参考人（徳地秀士君） 現在、補正予算にも計上をしております。

○白眞勲君 幾らですか。

○政府参考人（徳地秀士君） お答えを申し上げます。

補正予算におきましては百四十五億円を計上をしております。

○白眞勲君 これ、自衛隊海賊対策費が百四十五億円で、ほかに海賊対策拠出金等、海上保安庁装備費などを入れると、このソマリア沖・アデン湾における海賊対策については百八十二億円なんですね。そうすると、単純に計算すると、この二か月間で約、一年のこの予算の、十二か月間とすると、二か月で三十億四千万円なんですよ。その間六十八隻ということですから、一隻当たり、これ本当にざっくりした経費でいうと五千万円なんですね。一隻当たり五千万円で警備したという形になるんですね、これ。

以前、四月二十二日に、伊藤国土交通省の海事局長の答弁で、喜望峰回りの例でお答えになっているんですけれども、喜望峰回りで、これ答弁なんですよ、一定の仮定を置いて、さらには保険料の増も含めまして船主協会の試算をいただいたところでございますが、例えばアデン湾を航行しているコンテナ船の例で申しますと約二千万円程度の負担増になると、喜望峰回りの場合はですね。

これ、もちろん単純な例ですから、これで全部ということとは言えないかもしれませんが、あるいはこれでどうだということも言えないかもしれない、断言はできない。でも、それにしても自衛隊を派遣するよりよっぽど喜望峰回りの方が安上がりじゃないかと。何でわざわざ国民の血税を用いて自衛隊の隊員の皆さんを危険なところに送らなければいけない必然性があるのか、そういうふうにもなるんですけど、これ、国土交通大臣、どういうふうにお考えですか。

○**国務大臣（金子一義君）** スエズ運河を通過してくる船舶が年間約二千隻あると。これを、今おっしゃるように、我が国はもうほとんどを船舶で輸入をして依存している国でありますから、これがゆえに喜望峰を回れということというのは、本当に我が国国民がそれを受け入れてくれるのかと。

何%かという試算を海事局長が、数字ちょっと私聞いておりませんが、約十日間以上日数が掛かると、約燃費は三割増になるということも私は聞いておりますので、これだけ日数が掛かって、かつ輸入物価というものが上がっていくという、かつ世界各国がこれに参加をされていて、そしてこれに対してそれなりの国連海洋法条約あるいは安保理決議が出まして要請が出ている中で各国が活動をしている中で、我が国は喜望峰を回れと、それで済むじゃないかということは、これは、国連海洋法条約でも世界が一致してこれに、海賊行為ですから、海賊行為に対して対応しろというのが出ているわけでありますから、我が国もそれに対してきちんと応じていく必要がありますので、この法案を出させていただいているところであります。

○**白眞勲君** 今大臣は、国連海洋法条約でそういうふうに決められているから海上自衛隊を出さなきゃいけないんだと、喜望峰回りなんか駄目なんだというふうに言うんですが、それは国が国家としてどういう選択をするかというのは我が国が主体的に判断するべきものなんじゃないんでしょうか。それをそういうふうに、例えば今私が言っているのはこれ概算ですから、いろいろなそれは例がありますよ。ただ、そういうふうなことを言ったら、自衛隊員の御家族の御負担とかそれから艦船のメンテナンス代、もし万が一ロケットが当たったらどうするんですかとか、そういったことを考えた場合に、そういう計り知れないコストばかり考え、議論、相当これ綿密にやらなきゃいけないというふうには私はなと思うんですね。

で、ちょっと国土交通大臣にもう一つお聞きします。

今までの御答弁で、海上保安庁がソマリア沖に行かない理由の一つが、現地で

は各国海軍の軍隊が対応しているからだというふうにおっしゃっていますが、それではよろしゅうございますね。

○**国務大臣（金子一義君）** 国連海洋法条約が決めたからということ、決めたから我が国が行くんだではなくて、国連海洋法条約に基づきまして世界各国がそれぞれの状況の中で協力してほしいという、協力することと、そういうものに基づいて我が国が独自にこれを選択しているということ、これは主語が少し、決められたからやるということではない、ですから国会で御提案をさせていただいているということ。

それからもう一つ、ソマリアに行けないというのは、もっと大きな理由は、海上保安庁が持っております「しきしま」、この海賊が持っております武器、ロケットランチャーに対応できるというダメージコントロールを持った船舶というのは「しきしま」一そうであります。継続的にこの海賊対策をやっていくという上で、この「しきしま」一そうでは不可能であります。何クルーか、さっき佐藤委員がお話ありましたけれども、やっぱり何クルーかでこれに対応しなければいけないと。そういう意味で、相手が持っておる武器の、ロケットランチャーを持っているという現状、それから同時に海上保安庁が持っております装備、これが大きな自衛隊にお願いをしております今の事由であります。

○**白眞勲君** 大臣のお言葉ですが、私が申し上げているのは、別に自衛隊を派遣してくれということ国連海洋法条約で言っているわけじゃないんじゃないですかと、海賊対処に対しては例えば我が国独自のやり方があるんじゃないですかと。それはマラッカ海峡で我々がやっているようなやり方だっというわけですから、それはいろいろな方法があるでしょうということを私は申し上げているわけなんですね。ちょっと今、外務省にちょっとお聞きしたいと思いますが、ソマリア沖におけるアメリカの対応はどうなっていますでしょうか。

○**政府参考人（梅本和義君）** 私ども、時々刻々正確なところを確定的に把握しているわけではございませんけれども、いろんな情報から承知しておりますのは、米海軍は現時点でミサイル巡洋艦、それからイージス駆逐艦、この二隻をソマリア沖の海賊対策のために派遣をし、両艦はそれぞれ哨戒、エスコート等を実施しているというふうに承知をしております。

○**白眞勲君** アメリカ沿岸警備隊はいるのでしょうか。

○**政府参考人（梅本和義君）** 私ども、そこも正確に承知しているわけではございませんけれども、沿岸警備隊の艦船が出ているというふうには聞いたことは

ございません。

○白眞勲君 私ですね、沿岸警備隊のホームページを見ますと、これ海賊対処行動にCTF 151に、これアメリカの沿岸警備隊のポトウェルという船が活動しているというふうに出ているんですけども、その辺は確認取っていますか。

○政府参考人（梅本和義君） 私ども、ちょっとその辺はまさに船が今どこにいるかというところまでは承知をしておりません。申し訳ございませんが。

○白眞勲君 いや、ですから、出ているんですよ。

出ているんですよ、ここに、ポトウェルという船が活動していますと出ているんですね。確認していないじゃない、確認してくださいよ、それじゃ。すぐできますよ、これ。

○政府参考人（梅本和義君） 調査をして後刻お答えをしたいと思います。

○白眞勲君 いやいや、調査してくださいよ、今。

じゃ、待っていますから。すぐできますよ、これ。それ調査してください。

じゃ、それまでの間、別のちょっと仕事したいと思いますが。

じゃ、北朝鮮にちょっと移ります。北朝鮮の核実験についてちょっとお聞きしたいと思いますが、外務省は、ああ、防衛省ですね、これ、今回の実験の規模について。実験の規模について政府はどの程度把握していますか。

○政府参考人（高見澤將林君） お答えいたします。

実験の規模につきましては、詳細ないろいろな事実関係を把握しませんとなかなか正確なところは申し上げられないかと思いますが、これまでの各機関から出されております震度というのを見ますと、おおむね、それぞれの機関で違いますけれども、差を見ますとほとんどマグニチュードが〇・四ぐらい違っているというところは言えるかというふうに思います。

ただ、それがどのような意味を持つのかということにつきましては、ほかの情報も併せましていろいろ総合的に判断をしていく必要があるだろうというふうに思っております。

○白眞勲君 先ほど、佐藤正久委員の方から集じんの状況についてお聞きになっていたんですけども、ちょっと私もそれ聞きたいんですけどもね。

イギリスのVC10が今どういう状況になっているのか。といっても、これは北米局長ですかね。

じゃ、それは後にしましょう。

じゃ、ちょっと次の質問します。中曽根外務大臣にお聞きします。

前回ですね、今回じゃなくて前回の核実験のときは、北朝鮮は自衛的国防力という文言を使っているんですね。ところが、今回は自衛的核抑止力という表現に変わっているんですね。これは明らかにニュアンス違うと思うんですけども、国防力というところから抑止力というところ、よりアグレッシブな表現になっているわけで、それを考えると、これはより高度なアメリカとの交渉を求めているのかなというふうにとれなくもないんですけども、その辺について大臣、どういうふうにお考えでしょうか。

○**国務大臣（中曽根弘文君）** 今御指摘の、前回は自衛的国防力ですか、今回が自衛的抑止力と、そういうふうに使われているということについては承知をしておりますけれども、この北朝鮮の変えた意図あるいは真意ですね、これは私も分かりませんし、また云々する立場にもないのではないかと思いますが、ただ、北朝鮮によります核実験は、北朝鮮が大量破壊兵器の運搬手段になり得る弾道ミサイル、これの能力の増強をしているということを併せて考えますと、これはもう我が国の安全に対する大変重大な脅威でありまして、北東アジア、そして国際社会の平和と安定、これを著しく害するものとして容認できるものでないのはもう言うまでもないわけですが、今行われております安保理での議論、これの結果、今やっている最中でありまして、我々としてはしっかりと強いメッセージを発するということが大事だと思いますし、この問題については関係国と緊密な連携を取ってやるということが今一番大事なんではないかと思っております。

○**白眞勲君** 先ほど、大臣は予算委員会で、北朝鮮の犬塚議員からの質問だったか、山本一太先生だったかもしれませんが、緊迫化という言葉を使ったんですね、北朝鮮情勢について。ちょっと私が聞き間違いかもしれませんが。北朝鮮情勢についてはより緊迫化しているのではないかというふうにおっしゃったような記憶があるんですけども。

金正日氏の健康状態、いろいろ取りざたされていますけれども、今回の核実験とその辺りの関係についてはどのように分析をされていますでしょうか。

○**国務大臣（中曽根弘文君）** まず、金正日氏の健康状態とか動静については、私も間接的な報道でしか今知り得る立場にありませんし、もちろん情報収集等は行っておりますが、私とその状況について今述べる立場にはないと思います。また、今回のことにつきましては、これはもう委員も一番御承知のとおり、我

が国は北朝鮮のすぐそばにあるわけでありまして、そして、今申し上げましたとおり、弾道ミサイル能力の増強をしていると、そういうようなことが考えられますので、我々としては、東アジアまた日本周辺の状況が大変厳しい状況にあるということはもう間違いなく言えると思います。

そういうところで注視もしているわけですが、こういう北朝鮮によりますいろんな発言もあります、挑発行為は、やはりこれは受け入れることができないわけで、そういう行動に対して今回安保理で明確な意思を示すということが非常に大事で、今後そのようなことが起きないようにまた働きかけていくということが大事なんではないかと思っています。

○白眞勲君 今、北米局長さんお戻りになったようなので、ちょっとお答え願いたいと思います。

もう一度お聞きします。沿岸警備隊、アメリカの、はこの作戦に、つまり海賊の、何というんでしょうかね、作戦に従事しているのかどうかをお答えください。

○政府参考人（梅本和義君） 恐縮でございますが、今この米海軍にちょっと照会をしておりますので、回答が返ってき次第、御報告申し上げたいと思います。

○白眞勲君 いや、ホームページに出ているんですよ。ホームページ御覧になったんじゃないんですか、今。ホームページに出ているから聞いているんです。ホームページ見てくださいよということですよ、私。見ているんですか。

○政府参考人（梅本和義君） ホームページもちろん今チェックをしておりますけれども、さらに、現実に今船がいるかどうかということも海軍の方に聞いていますのでございます。ちょっと恐縮でございますが。

○白眞勲君 つまり、そのホームページに載っていますね。それを確認してください。

○委員長（榛葉賀津也君） 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長（榛葉賀津也君） 速記を起こしてください。

○政府参考人（梅本和義君） アメリカの沿岸警備隊のホームページには、CTF 151に要員及び艦船を出して活動しているというふうな記述があるということは確認をいたしております。

○白眞勲君 ということは、今までコーストガードの艦艇が派遣されていること

は確認できないというふうに言っていたのはうそですね。

○政府参考人（梅本和義君） 誠に申し訳ございませんが、ちょっと私どもコーストガードの状況について逐一これをフォローしていたわけではないので、先ほど来申し上げていることがちょっと非常に確定的ではないということで、恐縮でございますが、御了承いただきたいと思えます。

○白眞勲君 先ほど別所さんが、何ですか、コーストガードは派遣されていませんとさっきも言っていましたよね。それでいて、今、今度はホームページ見たら、確認していました、でも分かりませんじゃ、それじゃ話になりませんよ、これ。先進めませんよ。その辺はちゃんとはっきりしてくださいよ。

○委員長（榛葉賀津也君） 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長（榛葉賀津也君） 速記を起こしてください。

○政府参考人（梅本和義君） 私ども、ちょっと既存の資料等で先ほど来御答弁を申し上げてございましたけれども、確かにホームページにそういう記述があるということで、現在米側にまさに最も最新の事実関係について照会をしておりますので、できるだけ早く、情報入手次第御報告をしたいと思えます。

○白眞勲君 これ、衆議院の三月十三日の、これは岩崎海上保安庁長官の御答弁でこう言っているんですね。「これも御案内のとおり、世界各国、海上警察機関、我々コーストガードと言われる機関ではなくて、海軍の軍艦、軍用航空機等が派遣されております。」というふうに言っているわけですね。さっきも別所さんが、今日、そういうふうに佐藤さんにおっしゃっていたわけですよ、さっきの御答弁で。

確認、どういうふうにしていたんですか、これ。今確認しますというんだったら、何のためにこれ、我々国会開いているんですか。おかしいじゃないですか、これ。でたらめ言っているんですかということになりますよ、これは。

これはどうなっているんですか、北米局長。

○政府参考人（梅本和義君） 大変申し訳ございませんけれども、私ども、その時々情報を収集して、公表資料等に当たりながら事実関係をその時々把握をして、それを御説明をしておりますが、まさにそこに最新状況と若干懸け離れたことがもしあるとすれば大変申し訳なく思いますが、今まさに最新状況について確認をしているところでございますので、確認でき次第御答弁申し上げたいと思えます。

○白眞勲君 今さっき私は、これ、アメリカのコストガードのホームページを見ているのは五月二十日に見ているんですよ。今、別所さんは、少なくともこの委員会、今日の委員会だったら当然昨日の段階で確認するのが当たり前でしょう。それにもかかわらず、いや、今最新の情報を確認しておりませんというのは、これは私はおかしいと思いますよ。全然これじゃ話進みませんよ。止めてください。

○委員長（榛葉賀津也君） 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長（榛葉賀津也君） 速記を起こしてください。

○白眞勲君 私が申し上げたのをもう一回整理しますと、五月の二十日の時点でもうホームページに出ているのに、今さっき、もう今日の時点でもそういう御報告をされているわけですよ。これは完全に答弁違っていますね。これは後で、もうこのままだと先へ私進めなくなっちゃうんで、理事会で報告してください。お願いいたします。

○委員長（榛葉賀津也君） ただいまの白委員からのお申出につきましては、後刻理事会で協議をいたします。

答弁者の皆さんにお伝えいたしますが、この問題は通告もされている問題でございます。答弁を精査して、後刻きちっと理事会に御報告を願いますようお願いをしたいと思います。

質問を続けてください。

○白眞勲君 先ほどのずっと私の質問の中で、最初に申し上げましたとおり、政府は年間二千隻もの日本関係船舶を守るためなんだと、あるいは各国が軍隊を派遣して、コストガードを派遣している国なんてないということを主張して、だから自衛艦、自衛隊の船なんだということを今まで衆議院のときからずっとこれ言っていたんですね。ということは、この法案自体のそもそも前提条件の幾つかが崩れているのではないだろうかというふうに思うわけなんです。特にこのコストガードの問題については、これ、国会で相当に何度も何度も、私、議事録見たら、コストガードというだけでどどどどと出るんですね、これ、議事録が。それぐらいいっぱいこれ話をしているにもかかわらず、ホームページ一つ随時確認をしていないというのは、これは余りにも私、今回、本当に政府、ちょっと誠意欠けるんじゃないのかなというふうに私は思うんですね。それはちょっと本当に問題だと思いますね。

ところで、このソマリア沖に、防衛省に聞きます、展開している自衛艦に新テロ特措法によって作戦中の自衛艦が何隻、この自衛艦に給油をしたんでしょうか。

○政府参考人（徳地秀士君） お答え申し上げます。

補給支援特措法に基づいて派遣をされております海上自衛隊の補給艦から海賊対処のために派遣をされております海上自衛隊の護衛艦に対しまして、一回だけですが、三月二十八日に燃料補給を実施をしたところであります。

○白眞勲君 三月三十日から現在まで新テロ特措法によって補給している回数は何回ですか、外国船舶に対してですね。

○政府参考人（徳地秀士君） 補給支援特措法に基づきましてインド洋で活動しております海上自衛隊の補給艦につきましては、この補給支援特措法に基づく給油としては、三月三十日以降、これまでに九回給油を実施をしております。

○白眞勲君 ちょっと今度また北朝鮮に、もう何か行ったり来たりで大変恐縮なんですけれども、ちょっと北朝鮮について話をしたいと思いますが、ちょっと防衛大臣にお聞きしたいんですね。

北朝鮮外務省が四月二十九日に、安保理が即時謝罪しなければ核実験や大陸間弾道ミサイル発射実験を含む追加的な自衛措置をとると表明もしている。また、昨日辺り、韓国のP S Iに対するいろいろな北朝鮮側の反応なんかもありました。

そういう中で、防衛省として今後どのような御対応を取るつもりでいるのか、それだけ最後に聞きたいと思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣（浜田靖一君） 当然、今先生がおっしゃったように、四月の二十九日に北朝鮮のスポークスマンが発表した中で、要するに核の話もあれば、またミサイルの話もあるというようなこともありますので、我々とすれば、それは当然、今後も注意深く情報収集に当たっていきたいというふうに思っております。

いずれにしましても、我々、何を意図しているのかもよく分かりませんし、事象だけを見てもいけませんので、そういった意味では、情報収集というのは極めて重要になろうかと思っておりますので、しっかりとやっていきたいというふうに思います。